



銀行振込口座のご案内

銀行 または、ゆうちょ銀行（郵便局）からのお振込口座は下記になります。

▼銀行お振込みの場合

三井住友銀行 日本橋支店（0009－695）
（円貨普通預金） 8145820
口座名義： ザイ）ツナグイノチキキン

▼ゆうちょ銀行（郵便局）お払込みの場合

（記号） （番号）
口座番号： 10100 － 77329401
口座名義： ザイ）ツナグイノチキキン

（ゆうちょ銀行以外の金融機関からの振込の場合）

（店番：018 預金種類：普通預金 口座番号：7732940）

※ お振り込みいただいた際には

- ① [寄付金お申込書 フォーム](#)（本 PDF は URL リンクしています）
- ② info@tsunagu-inochi.org 宛て または 下記のFAX番号まで
「お振込み人名義」と「ご連絡先」をご一報くださいませ。

（次項の『ご寄附金申込書』に記載・送付いただけますと有難く存じます。）

≪ お問い合わせ先 ≫

〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目1-17 TRIEL 東京2F

公益財団法人つなぐいのち基金 事務局

TEL:03-5201-1521（代表 10:00-17:00） FAX:03-6862-5027

ご寄附金申込書

申込日： 年 月 日

公益財団法人つなぐいのち基金

代表理事 鶴居 由記衣 行

金額

円

上記の金額の寄附を申し込みます。

お名前 ご法人名	フリガナ		
ご住所	〒 -		
お電話番号		メールアドレス	

寄附金の使途について、いずれかに☑印、%または金額をご記入ください。

(使途を指定しない寄附金については、50%未満の範囲で管理費に使用する場合がございます。)

- 子供たちへの助成事業に使用する (公益目的事業) (%) または (万円)
- 財団の運営基盤強化に使用する (管理費) (%) または (万円)
- 使途を指定しない(財団に任せる)

<寄付金の使途指定がある場合はご記載ください。>

財団の運営基盤強化については、3年後を目途に公益目的事業の追加を含め新たな収益事業の創出のための準備資金として使用いただきたい。

寄附金のご入金方法 (いずれかに☑印をつけてください。)

- 銀行振込(お振込予定日: 年 月 日まで) 現金書留

※ お振込先は、三井住友銀行またはゆうちょ銀行となります。口座情報は別紙にてご案内しております。

※ 振込手数料・送料は、ご負担いただきますようお願いいたします。

個人情報のお取り扱い、および寄附者情報の公表の可否について

(“可”に○していただいた方は会報やHPでお名前を記載させていただきます。未記入の場合は非公開といたします。)

- お名前またはご法人名等の公表の可否について 可 ・ 不可
- ご寄附金額の公表の可否について 可 ・ 不可

よろしければ、支援先の子どもたちや施設・団体のスタッフへのメッセージをお願いします。

--

寄附金税制のついでのご案内

公益財団法人であるつなぐいのち基金は、厳しい審査を経て内閣府から認定された「公益財団法人」です。益財団法人への寄付は、税制優遇（寄付金控除／損金算入）の対象となります。

【 国税 】

	所得控除	税額控除
控除対象 寄附金	① 国又は地方公共団体に対する寄附金 ② 指定寄附金 ③ 特定公益増進法人に対する寄附金 ④ 認定NPO法人に対する寄附金	① 認定NPO法人に対する寄附金 ② PST要件・情報開示要件を満たす次の特定公益増進法人に対する寄附金 ・公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人
控除額	寄附金額 - 2,000円 ※対象となる寄附金額の上限は、総所得金額の40%相当額	(寄附金額 - 2,000円) × 40% ※対象となる寄附金額の上限は、総所得金額の40%相当額 ※控除税額の上限は、所得税額の25%相当額
添付書類	・寄附金の受領書（寄附金を受領した旨、その寄附金がその法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨、寄附金の額、受領年月日）	・寄附金の受領書（同左。寄附者の氏名・住所の記載があるものに限ります） ・「税額控除に係る証明書」の写し ・「寄附金特別控除額の計算明細書」

【 地方税 】

対象法人	① 都道府県・市区町村に対する寄付金（ふるさと寄附金） ② 住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金 ③ 都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金 ※ お住まいの都道府県・市町村の条例をご確認下さい。 当協会は東京都条例において控除対象とされておりますので、都民の方は都民税の控除（4%）の適用を受けることができます。
控除額 （税額控除）	(寄附金(※1) - 2千円) × 10%(※2) ※1 対象となる寄附金の上限：総所得金額等の30% ※2 「都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金」の場合は、次の率により算出。 ・都道府県が指定した寄附金は4% ・市区町村が指定した寄附金は6% (都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%)
手続き等	所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要ですので、特段の手続きは必要ありませんが、所得税の確定申告書を作成する際に、住民税の寄附金控除の適用に関する所定の事項を記載して下さい。

ご支援いただく誠にありがとうございます。末長くご支援賜りますようお願い申し上げます。